

令和元年

上尾市教育委員会 8 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 39 号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を
改正する条例の制定に係る意見の申出について ----- 1
- 議案第 40 号 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について ----- 2
- 議案第 41 号 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定
について ----- 3
- 議案第 42 号 上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正す
る規則の制定について ----- 6
- 議案第 43 号 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例
を廃止する条例の制定に係る意見の申出について ----- 12
- 議案第 44 号 平成 30 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係
る意見の申出について ----- 13
- 議案第 45 号 平成 31 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申
出について ----- 18

議案第 39 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の
制定に係る意見の申出について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和元年 8 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、
「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 4 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、
所要の改正を行うことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に対して
意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第40号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年8月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表に定める額」を「零」に改める。

第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいい、教育に限る。以下同じ。）及び特別利用教育（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育及び特別利用教育については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、教育・保育給付認定保護者から徴収する利用者負担額を零としたいので、この案を提出する。

議案第 4 1 号

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 8 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則

上尾市立公民館管理規則（昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「初日」を「1 6 日」に改める。

第 7 条第 1 項中「（第 8 号様式）」の次に「又は上尾市立公民館利用変更
許可書兼領収書（第 8 号様式の 2）」を加える。

第 3 号様式中

登録年月日	年 月 日
有効期間	当該登録の日から 2 年間（年 月 日まで）

を

有効期間	年 月 日まで
------	---------

に改める。

第 4 号様式中「※ 申出者が代表者以外の人の場合は、代表者の委任状が
必要です。」を削る。

第 8 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 8 号様式の 2(第 7 条関係)

上尾市立公民館利用変更許可書兼領収書

許可年月日		年	月	日
団体名				
代 表 者	住所			
	氏名			
	電話番号			

次のとおり 公民館の利用の変更を許可します。 上尾市教育委員会 印

利用目的				
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	使用料
			施設使用料	円
納付済額		差引納付額		
		円		
減免(有・無)		上記の金額を領収しました。		
※注意事項		変更前情報		

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館管理規則について、上尾市立公民館の利用申請等の手続について、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 4 2 号

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 8 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立学校施設の開放に関する規則（昭和 5 6 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び屋外運動場夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）」を削り、「、特別教室」を「及び特別教室」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 8 条の 2 を第 8 条とする。

第 1 1 条中「上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書兼領収書」を「上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書」に改める。

第 2 0 条から第 2 2 条までを削り、第 2 3 条を第 2 0 条とし、第 2 4 条を第 2 1 条とする。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中「（第 8 条関係）」を「（第 7 条関係）」に改める。

第 4 号様式から第 6 号様式までを次のように改める。

第4号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
団体名 _____			
登録番号(小・中) _____			
代表者 住 所 _____			
代表者 氏 名 _____			
代表者 電話番号 () _____			
上尾市立学校開放施設を利用したいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 _____ 月 _____ 日(曜日) 午前 _____ 時 _____ 分から 午前 _____ 時 _____ 分まで 午後 _____ 時 _____ 分から 午後 _____ 時 _____ 分まで		
利 用 人 数	人		
連 絡 先	住 所		
	氏 名	電話番号	() _____
利 用 条 件			
※ 太線内を記入してください。		許可番号	—

第5号様式(第10条関係)

上尾市立学校開放施設利用許可変更申請書			
(宛先) 上尾市教育委員会			
		申請日	年 月 日
		団体名	_____
		登録番号(小・中)	—
		代表者 住 所	_____
		代表者 氏 名	_____
		代表者 電 話番号	() _____
上尾市立学校開放施設の利用の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。			
利 用 学 校 名	学校		
利 用 す る 学 校 施 設	(屋外・屋内)運動場 特別教室 図書館分館講座室		
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日(曜日) 午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分		
利 用 人 数	人		
連 絡 先	住 所	_____	
	氏 名	_____	電話番号 () _____
変 更 の 理 由			
利 用 条 件		許可番号	—
備 考			
※ 太線内を記入してください。		決 裁	

第6号様式（第11条関係）（その1）

上尾市立学校開放施設利用(利用変更)許可書

年 月 日

団体名又は氏名 _____

住 所 _____

代表者の氏名 _____

電 話 番 号 _____

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利 用 施 設			
利 用 日 時			
利 用 目 的			
利 用 区 分	市内 ・ 市外	利用予定人員	人
付 属 施 設			
備 考			

第6号様式（第11条関係）（その2）

上尾市立学校開放施設利用（利用変更）許可書

許可年月日		年 月 日
団体名		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

次のとおり利用を許可します。

上尾市教育委員会



利用目的				
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

第7号様式及び第8号様式を削る。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

提案理由

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設を廃止したいので、この案を提出する。

議案第43号

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例
の制定に係る意見の申出について

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例を次
のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和元年8月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例を廃止する条例
上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年上尾
市条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の
利用の許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の廃止に伴い、当該施設の使
用料に関する条例を廃止する条例を制定することについて、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規
定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第44号

平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定に係る意見の申出について

平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、下記のとおり、市長に意見を申し出る。

令和元年8月22日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 歳入決算額（教育関係）

○ 収入済額 235,919,508円

2 歳出決算額（教育費）

○ 予算額 4,773,106,000円

○ 支出済額 4,573,262,904円

○ 翌年度繰越額

繰越明許額 53,244,000円

○ 不用額 146,599,096円

※各費目の歳出決算額については、別紙歳出決算事項別明細書のとおり。

提案理由

平成30年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

別紙

●歳入決算事項別明細書

款項目節	当初予算額	補正予算額	継続費及心操 越事業費繰越 財源充当額	予算額計	調定額	収入済額	不納欠損 額	収入未済額	備考
教育費									
13款 使用料及び手数料 1項 使用料									
7目 教育使用料									
1節 小学校使用料	194,000		0	194,000	203,030	203,030		194,250	小学校使用料
2節 中学校使用料	124,000			124,000	134,206	134,206			中学校使用料
3節 幼稚園使用料	1,080,000			1,080,000	1,729,682	1,535,432		194,250	幼稚園保育料
4節 社会教育使用料	19,473,000			19,473,000	17,634,250	17,634,250			上尾市ギャラリー一使用料 2,180,500 公民館使用料 15,406,950 図書館瓦葺分館集会所使用料 46,800
5節 保健体育使用料	999,000			999,000	991,100	991,100			夜間照明施設使用料 66,000 平方スポーツ広場使用料 601,600 平方野球場使用料 122,000 平塚サッカー場使用料 201,500
14款 国庫支出金 2項 国庫補助金									
5目 教育費国庫補助金									
1節 教育総務費委託金	94,000		0	94,000	0	0		0	
2節 小学校費補助金	16,370,000			16,370,000	5,343,000	5,343,000			就学援助費補助金 114,000 特別支援教育就学奨励費補助金 2,283,500 理科教育設備整備費等補助金 1,459,000 プロック塙・冷房設備対応臨時特例交付 金 1,486,000
3節 中学校費補助金	4,096,000			4,096,000	3,712,000	3,712,000			就学援助費補助金 199,500 特別支援教育就学奨励費補助金 1,570,500 理科教育設備整備費等補助金 1,263,000 プロック塙・冷房設備対応臨時特例交付 金 679,000
4節 社会教育費補助金	3,348,000			3,348,000	2,950,000	2,950,000			埋蔵文化財緊急調査費補助金 1,050,000 民俗文化財伝承・活用事業費補助金 1,900,000
5節 保健体育費補助金	120,000			120,000	39,830	39,830			就学援助費補助金
				235,919,508					

20款 諸収入	3項 貸付金元利収入	6,200,000	0	0	6,200,000	10,435,000	6,240,000	0	4,195,000	入学準備金返還金 4,740,000 奨学金返還金 1,500,000
	1節 教育総務費貸付金元利収入	6,200,000			6,200,000	10,435,000	6,240,000		4,195,000	
	元利収入									
20款 諸収入	6項 雑収入	14,229,000	▲4,662,007	0	9,566,993	9,566,993	9,566,993	0	0	公衆電話手数料 5,390 複写機使用料 1,423,610 文化財冊子売払代金 4,380 入場券売払収入 515,000 市民体育館自主事業還元金 334,963 講習等実費徴収金 7,000 自動販売機電気使用料 314,475 中学生海外派遣保護者負担金 1,325,000 夏休みイングリッシュキャンプ保護者負担金 148,200 地域の文化・芸術活動助成事業助成金 277,000 緑の募金緑化事業交付金 400,000 牛乳紙容器売払収入 230,448 雇用保険料等自己負担金 900,118 新図書館複合施設整備工事費余剰金返還金 2,932,800 補助金等精算金 10,000 その他 738,609
	1節 雑収入(教育費)	14,229,000	▲4,662,007		9,566,993	9,566,993	9,566,993			
21款 市債	1項 市債	2,168,400,000	▲1,951,000,000	0	217,400,000	165,600,000	165,600,000	0	0	小学校施設改修事業債 中学校施設改修事業債 公民館施設改修事業債 36,000,000 図書館施設改修事業債 6,400,000
	1節 小学校債	130,900,000			130,900,000	83,700,000	83,700,000			
	2節 中学校債	40,700,000			40,700,000	39,500,000	39,500,000			
	3節 社会教育債	1,996,800,000	▲1,951,000,000		45,800,000	42,400,000	42,400,000			

●歳出決算事項別明細書

	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費支出 及び 流用増減	予算額計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
9 款 教育費	7,430,567,000	▲2,677,363,000	6,946,000	12,956,000	4,773,106,000	4,573,262,904	繰越明許額 53,244,000	146,599,096	
1 項 教育総務費	953,622,000	▲22,585,000	0	0	931,037,000	898,242,842	0	32,794,158	96.48
1 目 教育委員会費	4,715,000				4,715,000	4,579,662		135,338	97.13
2 目 事務局費	578,661,000			949,000	579,610,000	566,074,005		13,535,995	97.66
3 目 教育指導費	367,050,000	▲22,585,000		▲949,000	343,516,000	324,604,458		18,911,542	94.49
4 目 教育センター運営費	3,196,000				3,196,000	2,984,717		211,283	93.39
2 項 小学校費	883,021,000	51,658,000	0	4,214,000	938,893,000	875,864,834	53,244,000	9,784,166	93.29
1 目 学校管理費	817,232,000	51,658,000		4,214,000	873,104,000	811,990,780	53,244,000	7,869,220	93.00
2 目 教育振興費	65,789,000				65,789,000	63,874,054		1,914,946	97.09
3 項 中学校費	509,426,000	28,006,000	0	80,000	537,512,000	523,574,041	0	13,937,959	97.41
1 目 学校管理費	441,742,000	28,006,000		80,000	469,828,000	458,471,709		11,356,291	97.58
2 目 教育振興費	67,684,000				67,684,000	65,102,332		2,581,668	96.19
4 項 幼稚園費	41,073,000	0	0	0	41,073,000	35,149,360	0	5,923,640	85.58
1 目 幼稚園費	41,073,000				41,073,000	35,149,360		5,923,640	85.58
5 項 社会教育費	3,541,039,000	▲2,726,982,000	6,946,000	▲3,047,000	817,956,000	775,170,758	0	42,785,242	94.77
1 目 社会教育総務費	157,976,000	13,000		▲365,000	157,624,000	150,175,170		7,448,830	95.27
2 目 公民館費	233,131,000		6,946,000	▲758,000	239,319,000	222,329,665		16,989,335	92.90
3 目 図書館費	391,009,000			▲5,103,000	385,906,000	370,879,668		15,026,332	96.11
4 目 図書館複合施設建設費	2,726,600,000	▲2,726,600,000		2,056,000	2,056,000	2,055,574		426	99.98
5 目 子どもの読書活動推進費	5,332,000				5,332,000	4,551,862		780,138	85.37
6 目 集会所運営費	12,463,000	▲395,000		532,000	12,600,000	11,932,505		667,495	94.70
7 目 文化財保護費	12,766,000			245,000	13,011,000	11,325,586		1,685,414	87.05
8 目 市史編さん費	1,762,000			346,000	2,108,000	1,920,728		187,272	91.12
6 項 保健体育費	1,502,386,000	▲7,460,000	0	11,709,000	1,506,635,000	1,465,261,069	0	41,373,931	97.25
1 目 保健体育総務費	332,767,000	▲2,805,000		3,000,000	332,962,000	321,606,712		11,355,288	96.59
2 目 学校給食費	657,654,000	▲4,655,000		3,600,000	656,599,000	637,990,144		18,608,856	97.17
3 目 共同調理場運営費	322,068,000			1,880,000	323,948,000	317,191,620		6,756,380	97.91
4 目 社会体育費	40,833,000			595,000	41,428,000	39,189,301		2,238,699	94.60
5 目 スポーツ施設費	149,064,000			2,634,000	151,698,000	149,283,292		2,414,708	98.41

議案第 4 5 号

平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
下記のとおり、平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見
を申し出る。

令和元年 8 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 歳入補正（教育関係）

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後の予算額
14 使用料及び手数料	1 使用料	△ 649 千円	1,767 千円	1,118 千円

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る平成 3 1 年度上尾市一般会計歳入
歳出補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出た
いので、この案を提出する。